

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年8月8日 06時25分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市平良港 平良港北防波堤灯台から真方位098°700m付近 (概位 北緯24°48.8′ 東経125°16.6′)
事故の概要	ロールオン・ロールオフ貨物船みやらびⅡは、離岸作業中、岸壁及びフローティングドックに衝突した。
事故調査の経過	令和3年8月11日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ロールオン・ロールオフ貨物船 みやらびⅡ、10,184トン 141267、琉球海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板の凹損及び擦過傷等 岸壁 なし フローティングドック 後部外板に凹損、アンカーワイヤ及びアンカーロープが破断
気象・海象	気象：天気 雨 海象：波向 西、波高 約1m、潮汐 高潮時 本事故現場の南方約2kmに位置する宮古島地方気象台では、06時00分から06時30分に平均風速8.9～10.0m/s、最大瞬間風速13.7～17.3m/sの西南西風を観測していた。 本事故時、令和3年台風第9号（以下「台風9号」という。）の中心が宮古島の北北東約210海里にあって北東方に進んでおり、宮古島市には、8月4日04時44分に波浪注意報が、6日16時34分に強風注意報が、7日04時20分に雷注意報がそれぞれ発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか14人が乗り組み、平良港漲水地区岸壁を右舷着けの状態から離岸し、港口に向けて右回頭中、船首が同岸壁の方を向いた状態で西南西寄りの風を右舷方に受けて北東方に圧流され、圧流を抑制しようと左舷錨を投下したものの、左舷船尾部が同港第1ふ頭岸壁（以下「本件岸壁」という。）に係留中のフローティングドックに衝突し、続いてバルバスバウが同岸壁に衝突して停止した。 船長は、出港時、強風で出港できるか判断を迷ったものの、以前、同様の風速でタグボートの補助を受けずに出港したことがあり、また、平均風速が会社の運航基準で発航を中止する基準値（風速18

	<p>m/s) を超えていなかったため、主機及び船首尾のスラスターを使用して出港できると判断した。</p> <p>平良港には、本事故時、本船が出港時に操船補助の目的で使用できるタグボートがなかった。</p>
分析	<p>本船は、台風9号の影響により強風注意報等が発表されている状況下、平良港を出港する際、船長が主機及び船首尾のスラスターを使用して出港可能であると判断して離岸したことから、港口に向けて回頭中に強風を受けて圧流され、本件岸壁及びこれに係留中のフローティングドックに衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、台風9号の影響により強風注意報等が発表されている状況下、平良港を出港する際、船長が主機及び船首尾のスラスターを使用して出港可能であると判断して離岸したため、港口に向けて回頭中に強風を受けて圧流され、本件岸壁及びこれに係留中のフローティングドックに衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風下において出港しようとする際、操船補助に利用できるタグボートが手配できない場合は、自船の操縦性能で確実に出港できる風勢になるまで待機すること。